

河北町告示第129号

次の建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、河北町空き家等の適正管理に関する条例第11条（平成26年条例第1号。以下「条例」という。）の規定により必要な措置を命ぜられるべき者であるが、当該所有者等を確知できないため、条例第14条第1項の規定に基づく特定空家等の周辺の環境の保全を図るために必要な措置の代執行について次のとおり告示する。

令和5年12月5日

河北町長 森谷俊雄



1 建築物の所在地

西村山郡河北町西里字根際1727番地

2 建築物の家屋番号等

- (1) 家屋番号 1727番
- (2) 種類 店舗・居宅（、物置）
- (3) 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- (4) 延床面積 店舗・居宅：1階145.45㎡ 2階61.15㎡  
（物置：1階67.99㎡ 2階46.28㎡）

3 所有者等に命じる必要な措置

5の履行期限までに、当該建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等について、これを搬出し適正に処理するとともに、当該建築物を除却すること。

4 必要な措置を命ずる理由

建築物について、そのまま放置すれば倒壊等著しく、保安上危険となる恐れがある状態であり、周辺住宅、住民及び通行人等に対する危険性が高いことから、当該措置を命じるものである。

5 必要な措置に係る履行期限

令和5年12月20日

必要な措置の義務者は、履行期限までに措置を実施し、遅滞なく9の問い合わせ先に報告すること。

6 河北町長による措置

所有者等が5の期限までに3の措置を行わないときは、条例第14条第1項により、町長又は町長が命じた者もしくは委任した者（以下「町長等」という。）が、3の措置を行う。

7 動産の取扱い

町長等が3の措置を行うときは、建築物及び残置されている動産等を撤去し処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、5の期限までに運び出し、又はそのものを指定し保管し、若しくは引き渡すよう9の問い合わせ先に通知すること。

8 その他

代執行後に、必要な措置の義務者を確知した場合、代執行に要した費用を徴収する。

9 問い合わせ先

河北町防災危機管理課 空き家対策室 空き家対策係

電話 0237-85-0727（直通）

FAX 0237-72-7333

# 位置図

西村山郡河北町西里字根際1727番地



# 写真



↑南東面



↑北東面



←南西面